

宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和元年 11月 26日

東京都住宅政策本部住宅企画部不動産課

被 処 分 者	商 号	●●●
	代 表 者	●●●
	主たる事務所	●●●
	免許年月日	●●●
	免許証番号	●●●
聴 聞 年 月 日	令和元年 10月 11日	
処分通知発送年月日	令和元年 11月 25日 (処分確定日 処分通知到達の日)	
処 分 内 容	免許の取消し	
適 用 法 条 項	宅地建物取引業法第 66 条第 1 項第 9 号 (免許の取消し) 同法第 65 条第 2 項第 4 号 (報告命令の拒否)	
事 実 関 係	<p>被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法（以下「法」という。）違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>被処分者は、平成 29 年 9 月 22 日付けで、自ら買主として、売主 A との間で、栃木県那須塩原市青木字大輪地原所在の土地について、売買契約を締結した。</p> <p>この業務について、平成 30 年 4 月 16 日、法第 72 条第 1 項の規定に基づく調査を実施したが、当庁より報告を求めた事項の一部について、被処分者は、後日報告する旨を約した。そして、被処分者より、同年 5 月 15 日付けで「報告書」が提出されたが、当該書面には、上記調査において後日報告を約した事項についての記載はなかった。</p> <p>このため、当該事項について、平成 30 年 10 月から同年 12 月までの間に、計 2 回にわたり、法第 72 条第 1 項の規定に基づく報告を求められていたにもかかわらず、正当な理由なく報告命令に従わなかった。</p> <p>このことは、法第 65 条第 2 項第 4 号に該当する。</p> <p>また、被処分者は、上記事項について、平成 30 年 7 月から同年 8 月までの間に、計 3 回にわたり、法第 72 条第 1 項の規定に基づく報告を求められたにもかかわらず、正当な理由なく報告命令に従わなかったことから、法第 65 条</p>	

第2項第4号に該当するとして、同年12月13日に宅地建物取引業務の全部停止15日間の行政処分（以下「当該行政処分」という。）を受けている。

したがって、被処分者は、当該行政処分後も正当な理由なく、同様の違反行為を繰り返しており、情状が特に重いと認められるので、法第66条第1項第9号前段に該当する。